

注 文 書

1. 契約番号 2026000058
2. 件 名 令和8年度小動物死骸収集運搬業務（古川・三本木地域）
3. 場 所 大崎市古川・三本木地域
4. 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
5. 別添書類
 - (1) 仕様書
 - (2) 参考明細書
6. 担 当 課 市民協働推進部環境保全課

仕様書（単価契約）

1. 件名 令和8年度小動物死骸収集運搬業務（古川・三本木地域）

2. 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 業務内容

- ①内 容 ⑥に定める小動物等の死骸を収集し、処理施設へ搬入する。
- ②収集場所 古川・三本木地域の市道及び農道
- ③搬入場所 大崎広域中央クリーンセンター及び大崎広域東部クリーンセンター
- ④作業日 月曜日から金曜日（土曜日・日曜日・祝日は除く）
連休期間の作業日については、相互協議のうえ定める。
- ⑤作業時間 8時30分から17時まで
- ⑥収集動物 犬、猫、カラス、鳩、タヌキ等
(体長が概ね120cmを超える猪、鹿等の大型の動物は除く)
- ⑦収集見込 年間219回（令和4年度から令和6年度までの平均回数）
※見込回数であるため、この回数を保障するものではない。
- ⑧そ の 他 下記業務細則に定めるとおりとする。
見積及び契約金額は、収集運搬1回当たりの単価とする。

4. 業務細則

- ①受注者への収集依頼

1) 連絡元及び時間

| 曜日 | 連絡元 | 時間 |
|---------|---------------------------|-----------|
| 月曜日～金曜日 | 市民協働推進部環境保全課、三本木総合支所地域振興課 | 8時30分～17時 |

2) ファクシミリ又は電話で隨時行うものとする。

3) 連絡内容は、収集先の詳細な場所（地図、地番等）、通報者の連絡先、犬猫等の種別とする。

- ②収集作業

- 1) 作業日の16時までに連絡のあったものは、当日の収集とする。
- 2) 収集現場にて目的の死骸が発見できない場合は、発注者に確認し、近隣住民等に尋ねて発見に努めるものとする。やむを得ず発見できない場合は、発注者に連絡の上、収

集を行ったと見なす。

- 3) 収集現場に死骸が2体以上あった場合も、収集は1回と計算する。
- 4) 死骸に犬鑑札又は狂犬病予防注射済票が付いている場合は、発注者に連絡し、指示を受けること。
- 5) 鶏の死骸が大量にあるといった、鳥インフルエンザの疑いがある場合は、発注者に連絡し、指示を受けること。

③処理施設への搬入

- 1) 収集した死骸は、原則として当日のうちに処理施設に搬入すること。但し、処理施設が時間外等で受入できない場合は、保管し、受入可能な時に搬入するものとする。
- 2) 処理施設に搬入できる時間は、8時30分から16時30分までとする。
- 3) 処理施設に搬入の際は、施設職員の指示に従うものとする。
- 4) 搬入時の処理手数料は、減免とする。

④業務実績の報告及び支払い

- 1) 每月、発注者の定める様式の業務報告書を提出するものとする。
- 2) 業務報告書には、処理施設の計量票兼領収書の写しを添付するものとする。
- 3) 每月の業務実績に契約単価を乗じた金額を発注者に請求、翌月払いとする。

5. 留意事項

①業務について

- 1) 業務中は、発注者からの業務委託証明書を車両等に提示しておくこと。
- 2) 使用する車両・消耗機材等は受注者の負担とし、車両保険等に加入すること。
- 3) 業務の下請けは禁止とする。
- 4) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

②被災者雇用について

業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

③暴力団の排除について

- 1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という）の措置要件に該当すると認められた場合は契約を解除することがある。

- 2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ, もしくは受託させてはならない。また, この契約の下請負もしくは受託させた者が, 排除規則の措置要件に該当すると認められるときは当該下請契約等の解除を求めることができる。
- 3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という）から不当要求又は妨害を受けた時は, 速やかに警察への通報を行い, 捜査上必要な協力を行うとともに, 発注者へ報告すること。また, この契約の下請負もしくは受託させた者が, 暴力団等から不当要求又は妨害を受けたときは, 同様の措置を行うよう指導すること。
なお, 暴力団員等から不当要求又は妨害を受け, 適切に警察への通報, 捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で, これにより, 履行遅延等が発生すると認められるときは, 必要に応じて, 工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

④長期継続契約の該当について

本件は, 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当するため, 以下の点に留意すること。

- 1) 発注者は, 翌年度以降における発注者の歳出予算において, 契約済の契約金額について減額又は削除されたときは, 契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- 2) 発注者は, 前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において, 受注者に損害を生じさせたときは, 受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は, 発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

6. その他

この仕様書に定めのない事項については, 相互協議のうえ定めることとする。

設計内訳書

| 令和8年度 小動物死骸收集運搬業務（古川・三本木地域） | | | | | | |
|-----------------------------|---------|----|-----|-----|-----|---------|
| 費 　目 | 種 　別 | 単位 | 数量 | 単 価 | 金 額 | 摘要 |
| 業務委託料 | | | | | | |
| | ①人件費 | 回 | 219 | | | |
| | ②車両燃料費 | 式 | 1 | | | |
| | ③税及び保険料 | 式 | 1 | | | |
| | ④修理費 | 台 | 1 | | | |
| | ⑤消耗品費等 | 式 | 1 | | | |
| | ⑥減価償却費 | 式 | 1 | | | |
| | ⑦諸経費 | 式 | 1 | | | |
| 合計 | | | | | | 税抜 |
| 收集運搬1回当たり | | | | | | 合計/219 |
| 税込 | | | | | | 消費税率10% |